

## テーマセッション

### ◆ ラウンドテーブル:「知財教育担当者の育成と研修 —知財教育人材育成のルール形成—効果的な知財教育実践のために—」 ◆

■ 幹事分科会 : 知財教育分科会

■ 内容

わが国では、文部科学省によって告示された中学校と高等学校の新しい学習指導要領で知的財産の記述がなされ、知財教育の新しい1歩を踏み出しつつあります。

知財教育分科会は技術者教育、産業教育、起業家教育あるいは教員養成などの今日の教育に求められる新しい側面を多く取り入れ、初等中等教育段階を含めた、専門家養成に捕らわれない知財教育の普及推進を目的に、教育学の研究者のほか、学校現場の教職員や生涯学習・社会教育などに携わる人々の連携を深め、わが国の知財教育の発展を目指しています。

分科会は、学会設立から5年を経て、2007年2月に松岡、片桐、岡田、世良の4名が発起人となって、学会理事の井口とによって、政策研究院でのキックオフミーティングで産声を上げました。それまでの知財学会には知財教育という研究領域は存在しませんでした。年次学術発表会でも、知財教育に関する研究報告のセッションは存在せず、人材育成セッションの片隅で細々と息づいていました。知財人材育成と知財教育は、知財を人々に知らしめるという共通面はあります。しかし、その対象は知財の専門家や高度な知財オペレーションを担当する者を対象とするのか、それとも広く、あらゆる人々に知財意識を醸成する教育する者を対象にするのか、大きな差異があります。人材育成セッションのなかに紛れ込んだ知財教育に関する研究・実践報告は、聴取者多数の興味と関心を得て、それが分科会の設置の原動力になりました。以降、年次を追って新幹事に加わり、毎年1-2月には年間報告と計画立案する会をもち、その際、幹事から推薦のあった分科会員を新たに幹事の就任を依頼し、現在総勢18名の理事・幹事・事務局員によって、分科会運営がなされています。理事・幹事は、北海道・東北地区から九州・沖縄地区までくまなく分布していることが特徴です。また、分科会の登録会員は、知財人材育成や知財教育に造詣の深い研究者や教育実践者を中心に100名を超えています。

本年6月には、日本知財学会創立10周年記念事業「知財教育の実践と理論—小・中・高・大での知財教育の展開」を出版することができました。わが国初の総合的な知財教育専門書です。山形大学の小田公彦氏からは「グローバル化の進展とともに、知財の重要性が高まり、それを扱える人材の養成、また一般の方への基礎知識・関心の涵養が大きな課題となっています。本書は、さまざまな学校での取り組みを紹介しつつ、体系化へ向けての理論的検討を行い、各学校段階における教育のポイントや留意点などをまとめています。」と推奨の言葉をいただきました。本書では、これまでの知財教育研究会での研究・実践報告などからすぐれた知財教育実践を集録し、それらを踏まえて、知財教育の理論的な構成を試みています。

こうして、近年、知財教育研究は着実に進展する一方、学校教育現場の教職員からは、「何をどのように教えるのか」といった戸惑いの声が聞かれます。一方、教職員研修の機会がないまま断片的な知識によって行われる知財教育は、誤った指導が展開されるというケースも散見されます。今後は、効果的な知財教育実践を進めるためには、知財教育の目的や目標、さらには内容や方法など、基礎的なことがらを標準化し、それに基づいた教員研修や教員養成など、知財人材育成のルールを形成することが求められます。学習指導要領に知財が取り入れられた中学校の技術・音楽・美術や高等学校の情報・工業・商業・農業・芸術等の教科だけではなく、社会・公民・理科などの教科にも視野を拡げ、次の学習指導要領に反映されるように働きかけることも重要になってきます。

こうした状況のもと、日本の次の知財教育を大きく踏み出すために、セッションにつどうあらゆる人がこれからの課題を整理・共有する機会として、このセッションを企画しました。多数の皆様への参画を望みます。

## テーマセッション

### ◆ ラウンドテーブル：「知財教育担当者の育成と研修 —知財教育人材育成のルール形成—効果的な知財教育実践のために—」 ◆

#### ■ 登壇者

講評	井口 泰孝 (日本知財学会理事)
話題提供者	村松 浩幸 (信州大学)
	本江 哲行 (富山高等専門学校)
	世良 清 (三重県立津商業高等学校)
座長	片桐 昌直 (大阪教育大学)
司会	谷口 牧子 (旭川工業高等専門学校)

#### 【登壇者からのメッセージ】

【教員養成の立場から】義務教育段階での知財人材育成のルールの検討について、最も参考になるのは著作権教育であると考え。著作権教育は普及上、内容上の課題を抱えながらも、多数の教材・実践が生み出され、情報モラルの文脈の中で一定の理論化も進められてきた。教員研修・教員養成にも取り入れられている。これには関係省庁・団体や情報教育関係者の働きかけも大きいと考える。著作権教育の現状や普及戦略、理論的な枠組み等の成果と課題を今一度丁寧に分析することで、知財人材育成のルールの検討に一定の示唆が得られると共に、分科会がまとめてきた知財教育の実践と理論をさらにブラッシュアップできるのではないだろうか。(村松浩幸)

【高専教育の立場から】高専入学時から5年間、あるいは7年間一貫教育において知財教育をすること有効であることは明らかであり、全国高専で知財教育が実施されていることが明らかになっている。高専で知財教育を担当している人材を調査すると1~3年生の低学年では、一般教科目の社会関係の先生、4年生以上の高学年では、企業経験のある専門科目教員や共同研究実績の多い専門科目の教員、さらに、産業財産権に詳しい技術職員が支援している状況である。知財教育は実施されているが、体系化、知財教育の人材育成は実施していない状況である。この状況を打開するために高専の知財教育関係者は、国立高専知財教育WGの設置を機構本部に提案し、教職員研修等を実施し知財教育担当者の育成を目指している。(本江哲行)

【高校教育現場から】学習指導要領に知財が登場し、中学校技術と高校工業、高校商業、高校情報等に限定されるが、教科教育が始まったことに意義がある。しかし、これらを指導担当する教員の認識や知識の度合いに大きな差が見られる。誤った知識・不明確な知識による混乱や、学校内での知財紛争も起こりうる。職務発明とは異なる「学業発明」の定義が必要となる。その上で、普遍的な知財教育の内容と質の水準を保つため、教員の研修と養成制度の確立が重要である。「知財教育ができる教員」を認定する制度をつくってはどうか。(世良清)